

## 事例4 ジェット噴流事故（同乗者死亡）

### 加速した際に最後尾から同乗者が落水して噴流を受け、体腔内を損傷して失血死

事故の概要：水上オートバイ号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者A、Bの2人を座席の後方に乗せて松江海水浴場沖を遊走中、平成23年7月31日15時49分ごろ、約40km/hの速度から加速したところ、最後尾の座席に座っていた同乗者Aが船尾方に落水して下半身を負傷し、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

本船は、船長が水着姿の同乗者Aと同乗者Bに救命胴衣を着用させ、操縦席の後方に座らせて海水浴場の遊泳区域の沖で遊走を始めた。

本船は、松江海水浴場沖を遊走中、船長が同乗者2人に爽快感を味わわせようと思い、約40km/hの速度からスロットルレバーを引いて加速したところ、最後尾の座席に座っていた同乗者Aが、後方に倒れて船尾方に落水した。

船長は、発進させるとき以外には、同乗者に声を掛けたり合図を行ったりしていなかった。

本船の取扱説明書等には、噴流による死傷の危険性や、身体を保護できるウェットスーツパンツ等を必ず着用することなどの警告が記載されていたが、船長はこの警告を読んでいなかった。



この画像はイメージで、本事故に関するものではありません。

同乗者Aは、船尾の噴出口付近に落水して噴流を受け、噴流が下半身開口部から体腔内に水の塊となって入り、骨盤後腹膜腔組織挫滅による失血により死亡した。



本船船尾の噴出口

原因：（抜粋）本事故は、本船が、水着姿の同乗者A及び同乗者Bを座席の後方に乗船させて松江海水浴場沖を遊走中、船長が、約40km/hの速度からスロットルレバーを引いて加速したところ、同乗者に対し、加速する際に声を掛けたり、合図を行ったりしていなかったため、同乗者Aが、本船が加速することに気付かず、船尾の噴出口付近に落水して噴流を下半身に受け、噴流が下半身開口部から体腔内に入り、骨盤後腹膜腔組織挫滅で失血したことにより発生したものと考えられる。

### 再発防止に向けて（事故防止策）

船長は、水上オートバイを操縦するに当たり、以下の事項に留意すること。

- 水上オートバイの取扱説明書を読んで航走時の注意事項や乗船者の落水による危険性について十分に理解し、また、落水による危険性について同乗者に説明すること。
- 水上オートバイの発進、旋回や加速をする前、同乗者に落水防止の体勢（人や物につかまるなど）を取るよう指導し、その状況の確認を行うとともに、同乗者に合図を送り、注意すること。
- 危険な操縦を行わないこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成24(2012)年9月28日公表）  
[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-26\\_2011kb0127.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2012/MA2012-9-26_2011kb0127.pdf)